

青森県報

第四千三百三十七号

平成二十九年
八月十六日
(水曜日)

目次

告 示

- 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名の変更の届出……………(自然保護課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こども課) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……一
- 道路の位置の指定……………(下北地域) ……二
- 県文化財の指定……………(文化課) ……二

告 示

青森県告示第五百八十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七第三項の規定により、次のとおり認定鳥獣捕獲等事業者から代表者の氏名を変更した旨の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森県青森市本町五丁目五の二一

二 代表者の氏名

変更前 對馬和義

変更後 橋本幸雄

三 変更年月日

平成二十九年六月六日

青森県告示第五百八十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ハッピー調剤薬局剣吉店
所 在 地	三戸郡南部町大字剣吉字堰合一五の四
指 定 日	平成 二九・八・七

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社八伸総業
- 二 代表者の氏名 中村清隆
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字矢神一二八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第九三二二号
- 五 取消年月日 平成二十九年七月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年七月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月十六日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

位 置	むつ市金曲三丁目三の六、六四の九			指 定 年 月 日
延 長	八〇・六〇メートル	一五・一八メートル	二八・五一メートル	平成 二九・八・二
幅 員	六・一〇メートル	六・一三メートル	六・一二メートル	

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第七号

青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成二十九年八月十六日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	対泉院山門	一棟	八戸市大字新井田字寺ノ上一三 の一	宗 教 法 人 対 泉 院

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭